

学校開放利用団体代表者 各位

佐倉市教育委員会

注意事項を守り、学校及び近隣住民に 配慮したご利用をお願いします。

学校施設を利用する際の注意事項については、学校開放に関する手引きや許可申請書に記載しておりますので、遵守をお願いします。

また、学校近隣にお住まいの方などから、施設利用の仕方について、ご意見が教育委員会へ寄せられておりますので、下記の注意事項についてあらためてご確認いただくとともに、利用者全員に周知くださるようお願いいたします。特に、交流会や大会など、他団体を招待する時などは、当該他団体へも周知してください。

年度内初めての利用となる場合は、以下の書類を利用を希望する学校へ提出してください。

なお、申請書類等に不備がある場合は、許可をしない場合があります。

① 宣誓書

② 団体登録書（※会則等がある場合は添付してください。）

★利用時間について

体育館の開放終了時間は**午後9時まで**です。

校庭・体育館どちらについても、開放時間内での利用を厳守してください。

施設	開放する月	開放する日	開放する時間
校庭	3月から10月まで	土・日曜日、 休日	午前9時から午後5時まで
	11月から翌年2月まで	長期休業日	午前9時から午後4時まで
体育館	4月から翌年3月まで	土・日曜日、 休日	午前9時から午後9時まで
		長期休業日 平日	午後5時から午後9時まで

★喫煙について

○学校敷地内はすべて禁煙です。

○学校敷地周囲（校門付近など）での喫煙は、極力ご遠慮ください。

★駐車場利用について

○路上駐車は厳に慎んでください。

※裏面もあります

- 駐車場所は限られていますので、駐車台数を減らすよう心掛けてください。
 - 駐車場は静かに利用し、施設利用後は、速やかにお帰りください。
 - アイドリングストップをお願いします。
- ※千葉県環境保全条例第56条の6で義務付けられています。

★音の配慮について

- 子どもへの指導時における声の大きさ、ホイッスルなどは、近隣に配慮して行なってください。
- 駐車場や路上において、長時間にわたるお話はご遠慮ください。
- 特に、住宅地に近接している学校においては、土・日・祝日の午前中・夜間など、利用の際は、配慮をお願いします。

★その他

- 利用に際して、必ず監督者としての成人が参加してください。
- グラウンドへの自動車・バイク・自転車の乗り入れは禁止です。
- 敷地内へ、犬・猫等のペットを連れてこないでください。
- 許可された場所以外の立ち入りは禁止です。
- 施設利用後は必ず清掃し、ごみは必ず持ち帰ってください。
- 施設や設備の破損には十分にご注意いただきますとともに、施設や設備を破損してしまった場合、その程度を問わず速やかに学校に報告するとともに、責任をもって弁償、修理してください。
- トイレ・水栓などを利用する際は、照明の消し忘れ、蛇口の閉め忘れがないようにしてください。
- 極力節電に努めることとし、利用していない施設や場所においては、電灯等をOFFにしてください。
- 交流会や大会などで、多くの方が来校される場合などは、必ず事前に学校に連絡し、実施方法等について学校と協議してください。
- 交流会や大会などで、多くの方が来校される場合などは、トイレトペーパーの持ち寄りにご協力ください。
- 新規団体が利用を希望している場合、お互いに利用時間を調整し、より多くの団体が施設を使えるようご協力をお願いします。
- 団体の活動内容や利用状況について、疑義が生じた場合には、実地調査や聞き取り調査をさせていただくこともあります。

※学校施設の開放は、学校や地域のみなさまのご理解のもと実施しておりますので、利用される方全員の適正なご利用をお願いします。

問い合わせ先 佐倉市教育委員会 教育部 社会教育課

TEL 043-484-6189